

令和 6 年 12 月 3 日開会

令和 6 年 12 月

市議会定例会議案書

寝 屋 川 市

目 次

番 号	案 件	頁
報 告 第 12 号	専決処分の報告（令和 6 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 6 号））	別冊
議 案 第 64 号	寝屋川市事務分掌条例の一部改正	1
議 案 第 65 号	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	3
議 案 第 66 号	寝屋川市介護保険条例の一部改正	5
議 案 第 67 号	寝屋川市都市公園条例の一部改正	7
議 案 第 68 号	寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例の一部改正	9
議 案 第 69 号	令和 6 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議 案 第 70 号	令和 6 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 71 号	令和 6 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 72 号	令和 6 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 73 号	工事請負契約の締結（（仮称）こども専用図書館整備工事）	11
議 案 第 74 号	工事請負契約の締結（寝屋川市防災行政無線更新整備工事）	13
議 案 第 75 号	工事請負契約の変更（市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（建築主体工事））	14

番 号	案 件	頁
議 案 第 76 号	工事請負契約の変更（市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（電気設備工事））	15
議 案 第 77 号	工事請負契約の変更（市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事（機械設備工事））	16
議 案 第 78 号	財産の取得（基幹系ネットワークパソコン）	17
議 案 第 79 号	財産の取得（消防団車両（小型動力ポンプ付積載車））	18
議 案 第 80 号	財産の取得（消防団車両（消防ポンプ自動車））	19
議 案 第 81 号	指定管理者の指定	20

寝屋川市事務分掌条例の一部改正

寝屋川市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市事務分掌条例の一部を改正する条例

寝屋川市事務分掌条例（平成 12 年寝屋川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 11 号及び第 12 号を次のように改め、同条第 13 号を削る。

(1) 都市デザイン部

(2) 都市管理部

第 2 条 2 軸化事業本部の項及びまちづくり推進部の項を次のように改め、同条都市基盤整備部の項を削る。

都市デザイン部

- (1) 2 軸のまちづくりの基本的な計画及び総合調整に関すること。
- (2) 都市計画に関すること。
- (3) まちづくりの推進に関すること。
- (4) 商工業及び農業の振興に関すること。
- (5) 公共施設等の再編整備に関すること。
- (6) 住宅に関すること。
- (7) 住環境の整備に関すること。
- (8) 公園及び緑化に関すること。

都市管理部

- (1) 道路、橋りょうその他土木に関すること。
- (2) 連続立体交差事業に関すること。
- (3) 交通政策に関すること。
- (4) 建築指導及び開発指導に関すること。
- (5) 建築及び営繕に関すること。
- (6) 河川及び水路に関すること。
- (7) 浸水対策に関すること。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）
の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

寝屋川市空き家流通促進審議会	空き家の流通の促進についての調査審議 に関する事務
----------------	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市介護保険条例の一部改正

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市介護保険条例（平成 12 年寝屋川市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「21, 000 円」を「23, 000 円」に改め、同項第 2 号中「19, 000 円」を「20, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

寝屋川市都市公園条例の一部改正

寝屋川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月3日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

寝屋川市都市公園条例の一部を改正する条例

寝屋川市都市公園条例（昭和 54 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 第 1 項の表備考中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- 4 この表に定める南寝屋川公園のグラウンド若しくはテニスコート又は田井西公園のテニスコートの利用料金の額は、当該有料施設を市民（団体については、市民で構成する団体とする。以下同じ。）が利用する場合における利用料金の額の上限とし、当該有料施設を市民以外のものが利用する場合における利用料金の額の上限は、この表に定める当該有料施設の利用料金の額の 2 倍に相当する金額とする。この場合において、市民と市民以外のものとを区分する基準は、市長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寝屋川市都市公園条例別表第 5 の規定は、この条例の施行の日以後に南寝屋川公園のグラウンド若しくはテニスコート又は田井西公園のテニスコートを利用する場合に納付しなければならない利用料金の額について適用する。

寝屋川市コミュニティバスの運行に関する 条例の一部改正

寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市コミュニティバスの運行に関する条例（令和 6 年寝屋川市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「230 円」を「250 円」に、「120 円」を「130 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年12月3日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | (仮称) こども専用図書館整備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市早子町23番2号
アドバンスねやがわ二号館 3階 |
| 3 工 事 概 要 | (1) 直接仮設工事 一式
(2) 防水工事 一式
(3) 木工事 一式
(4) 金属工事 一式
(5) 左官工事 一式
(6) 木製建具工事 一式
(7) 金属製建具工事 一式
(8) 硝子工事 一式
(9) 塗装工事 一式
(10) 内外装工事 一式
(11) ユニット及びその他工事 一式
(12) 解体工事 一式
(13) 発生材処分 一式
(14) 電気設備工事 一式
(15) 機械設備工事 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 金 410, 278, 000 円
(内消費税及び地方消費税の額 37, 298, 000 円) |

- 6 支 払 方 法 前金払 する
 部分払 する
 残金払 工事完成引渡し後
- 7 工 期 着工 令和 6 年 月 日
 完成 令和 7 年11月28日
- 8 契約の相手方 大阪府寝屋川市萱島信和町 14 番 1 号
 丸信住宅株式会社
 代表取締役 西 村 金治郎

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年12月3日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 寝屋川市防災行政無線更新整備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市本町1番1号 外 |
| 3 工 事 概 要 | (1) 設置工
親局設備 1箇所
子局設備 40箇所
(2) 撤去工
親局設備 1箇所
子局設備 52箇所
戸別受信機 78箇所 |
| 4 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 金 170,500,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 15,500,000 円) |
| 6 支 払 方 法 | 前金払 する
部分払 する
残金払 工事完成引渡し後 |
| 7 工 期 | 着工 令和6年 月 日
完成 令和8年3月17日 |
| 8 契約の相手方 | 大阪府吹田市江の木町18番25号
三信電気株式会社 大阪支店
支店長 土 田 英 夫 |

工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和 5 年 9 月市議会定例会（議案第 86 号）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 6 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 工 事 名 市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事
（建築主体工事）

2 契 約 金 額

変 更 前 金 1, 320, 000, 000 円
（内消費税及び地方消費税の額 120, 000, 000 円）

変 更 後 金 1, 385, 045, 200 円
（内消費税及び地方消費税の額 125, 913, 200 円）

工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和5年9月市議会定例会（議案第87号）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和6年12月3日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 工 事 名 市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事
（電気設備工事）

- 2 契 約 金 額

変 更 前 金 260,533,900 円
（内消費税及び地方消費税の額 23,684,900 円）

変 更 後 金 290,571,600 円
（内消費税及び地方消費税の額 26,415,600 円）

工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和 5 年 9 月市議会定例会（議案第 88 号）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 6 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 工 事 名 市立小中学校給食センター（親子給食調理場）建設工事
（機械設備工事）

- 2 契 約 金 額

変 更 前 金 1, 089, 000, 000 円
（内消費税及び地方消費税の額 99, 000, 000 円）

変 更 後 金 1, 202, 060, 200 円
（内消費税及び地方消費税の額 109, 278, 200 円）

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和6年12月3日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 基幹系ネットワークパソコン |
| 2 | 財産の概要 | ノート型パソコン 370台 |
| 3 | 取得目的 | 基幹系ネットワークパソコンの更新を行うため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 51, 124, 040 円
(内消費税及び地方消費税の額 4, 647, 640 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市中央区本町二丁目1番6号
NECフィールディング株式会社 北大阪支店
支店長 望 月 寿 之 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和6年12月3日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 消防団車両（小型動力ポンプ付積載車） |
| 2 | 財産の概要 | 小型動力ポンプ付積載車 5台 |
| 3 | 取得目的 | 経年劣化に伴い、消防団車両を買い換えるため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 49,445,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 4,495,000 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市旭区大宮四丁目22番1号
中央商工株式会社
代表取締役 吉 田 紘 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和6年12月3日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 消防団車両（消防ポンプ自動車） |
| 2 | 財産の概要 | 消防ポンプ自動車 1台 |
| 3 | 取得目的 | 経年劣化に伴い、消防団車両を買い換えるため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金 22,990,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 2,090,000 円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 兵庫県三田市テクノパーク 32 番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 土 居 典 生 |

指 定 管 理 者 の 指 定

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 施設の名称 寝屋川市野外活動センター
- 2 団体の名称 特定非営利活動法人ナック
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）